

平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	雇用促進税制の実施に必要な経費（仮称）		担当部局庁	職業安定局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	雇用政策課		雇用政策課長		
会計区分	一般会計		施策名	(Ⅱ-1-2) 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第15条 雇用対策法施行規則附則第8条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「雇用促進税制」は、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)」に盛り込まれ、平成23年度税制改正において創設された。本制度は、一定の雇用者数の増加等が確認された場合に税額控除を行うことで、事業主の雇用拡大に対するインセンティブを高めるものと期待されるが、その確実な執行体制の確保を図るとともに、質の高い雇用の拡大を効果的に実施できるような環境を整備する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成24年4月1日以降、雇用促進税制の活用を希望する企業が雇用促進計画の達成状況の確認を受けるため、公共職業安定所等の窓口によく訪れることとなるが、達成状況の確認作業が遅れ、確定申告期限に間に合わないことがあつては、本制度や行政への信頼を失うこととなるため、作業を迅速かつ正確に行うための体制整備を行う。 あわせて、成長企業が、質の高い雇用の拡大を効果的に実施できるような環境を整備するという観点から、雇用促進計画や雇用促進税制の仕組みを有効に活用しつつ、成長企業の開拓、雇入れや雇用管理改善に関する助言・指導、雇用の定着に関する支援を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	228	
	執行額	-	-	-	-	-		
	執行率(%)	-	-	-	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	雇用促進計画の達成状況確認件数/雇用促進計画の達成状況受付件数	成果実績	%	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	全都道府県労働局等に配置された相談員の人数	活動実績 (当初見込み)	人	-	-	-	-	
						(-)	(-)	
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	-	198					
	庁費	-	30					
計	0	228						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>広く国民のニーズがある事業であり、効率的かつ効果的な事業の実施のため、執行を適正に管理する必要がある。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
—	<p>本事業は、菅前総理の指示により「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)に盛り込まれ、平成23年度税制改正において、「雇用促進税制」が創設された。本制度は、事前に雇用促進計画を提出の上、計画期間終了後に達成状況を報告し、一定の雇用者数の増加等が確認された場合に税額控除を行うことで、事業主の雇用拡大に対するインセンティブを高めるものと期待されることを受けて行う事業の経費であり、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記(過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>本事業は、平成23年度税制改正により創設され、平成23年8月1日から雇用促進計画の受け付けを開始したところであるため、現段階での活用実績はなし。</p>			

※平成22年度実績を記入

国

厚生労働省
(228百万円)



都道府県労働局
(228百万円)

[雇員促進計画の達成状況の確認作業等]

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)